

# 定 款

株式会社 駒井ハルテック

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社駒井ハルテックと称し、英文では、KOMAIHALTEC Inc. と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 橋梁・鉄骨・鉄塔・水門・その他鋼構造物の設計、製作、建設、診断および補修
  - (2) 建設機械・運搬機械・各種工作機械、器具、装置の設計、製造、据付、販売、賃貸
  - (3) 土木・建築工事の設計、請負
  - (4) 上水・下水・工業用水・廃水・汚水処理施設の設計、施工、販売および維持管理
  - (5) 前各号の事業に関連する調査、研究、企画、監理、指導およびコンサルティング業務
  - (6) 不動産の売買、賃貸および仲介、ならびに管理、運営
  - (7) 風力発電機等による売電事業
  - (8) 駐車設備の設計、製作、据付、維持管理および駐車場の経営
2. 前項各号に付帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

### (機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

取締役会  
監査役  
監査役会  
会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、9,952,500株とする。

#### (自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### (単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

#### (単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

#### (単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

#### (株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

#### (株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

#### (招 集)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集する。

臨時株主総会は必要ある場合に随時招集するものとする。

#### (定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。また、臨時に出席株主中より議長を選任することを妨げない。

### (電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### (定 員)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

### (選 任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。  
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。  
2. 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

#### (代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。取締役社長は会社を代表する。

2. 前項のほか、取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

#### (報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役会)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。但し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。

2. 前項の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日より3日前までに、その通知を発する。但し、緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができるものとする。

#### (取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### (取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### (取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

#### (定員)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

#### (選任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

**(任 期)**

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

**(常勤の監査役)**

第31条 監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

**(報 酬 等)**

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

**(監査役会)**

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日より3日前までに、その通知を発する。但し、緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができるものとする。

**(監査役会規則)**

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

**(監査役との責任限定契約)**

第35条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

**(事業年度)**

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**(剰余金の配当の基準日)**

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

**(中間配当)**

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

**(配当金の除斥期間)**

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

以上現行定款に相違ありません。

年 月 日

改正年月日

1958年10月 7 日  
1959年 2 月29日  
1961年 2 月28日  
1962年 2 月28日  
1962年 8 月30日  
1964年 2 月28日  
1967年 2 月28日  
1973年 8 月30日  
1974年 2 月27日  
1975年 2 月27日  
1977年 3 月30日  
1980年 3 月28日  
1982年 3 月30日  
1982年10月 1 日  
1985年 3 月29日  
1989年 3 月30日  
1991年 6 月27日  
1994年 6 月29日  
1999年 6 月29日  
2002年 6 月27日  
2003年 6 月27日  
2004年 6 月29日  
2006年 6 月29日  
2009年 6 月26日  
2010年 6 月29日  
2012年 6 月28日  
2015年 6 月26日  
2016年 6 月29日  
2016年10月 1 日  
2021年 6 月29日  
2022年 6 月29日